

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第165号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年10月8日 07時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港 枕崎港東防波堤灯台から真方位306° 800m 付近 (概位 北緯31° 15.8′ 東経130° 17.1′)	
事故等調査の経過	平成22年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十八日昇丸、19.96トン	
船舶番号、船舶所有者等	KG2-2618（漁船登録番号）、有限会社日昇丸	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、約8.5ノットの速力で航行中、平成22年10月8日07時00分ごろ、枕崎港内の浅所に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁し、潜水夫を入れて点検したが、異常がなかったため通常の航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2 海象：静穏、潮汐 ほぼ満潮時	
その他の事項	船長は、入港前なので機関室で燃料タンクを切り換えるため、沖防波堤の手前で機関室に降りた。 船長は、燃料タンクの切り換え作業を約1～2分で終えた。 船長は、燃料タンクを切り換えたのち、トイレに行った。 本船が乗り揚げた場所の底質は、砂であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、枕崎港内を航行中、船長が機関室等に行き、操舵室を無人状態としたため、浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、枕崎港内を航行中、船長が操舵室を離れて無人状態としたため、浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	